

事業所ご担当者様向け 「資格情報のお知らせ」 についてのFAQ

Q. 保険証廃止の経過措置期間終了後も、保険証の回収と返却は必要ですか？

A. 全ての保険証は有効期限切れで使用不可となるため、回収と返却の必要はありません。

Q. マイナ保険証の利用者が保険証を自主返納してきた場合は、どうすればいいですか？

A. 経過措置措置期間中は自主返納が可能です。
事業所様が自主返納希望者から回収した保険証は、弊組合までご返却ください。

Q. 資格取得年月日が保険証廃止日以降であっても、事前点検を用いれば保険証は発行されますか？

A. 上記の場合は、事前点検を用いても保険証は発行されません。
また、保険証の最終発行日は決定次第HPにて公開させていただく予定ですが、少なくとも加入日が令和6年12月1日となる加入者も保険証は発行されない予定です。（令和6年12月1日は日曜日のため）

Q. 資格の異動（喪失、扶養削除）があった際、保険証と同様、資格情報のお知らせについても回収は必要ですか？

A. 資格情報のお知らせのみでは医療機関を受診できないため、回収は不要です。

Q. 海外勤務者等で個人番号未付与者もしくは個人番号返納者である加入者が、日本の医療機関を受診する際は、何を提示すれば保険診療で受診できますか？

A. 有効な保険証を持っている加入者は、経過措置期間終了までは従来の保険証の提示で受診可能です。
なお、2024年5月27日からは、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用可能となっております。
また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（※）も、国外転出向けマイナンバーカードを在外公館窓口等で申請することが可能となりました。各種申請・手続き方法については、「マイナンバーカード総合サイト」をご確認ください。
（※）2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限られます。